

指定通所介護及び指定第1号通所介護 運営規定

デイサービスセンターリハコートあおやま

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定通所介護及び指定第1号通所事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むうえで必要な援助を行う。
- (2) 指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターリハコートあおやま
- (2) 所在地 岩手県盛岡市青山1丁目2番13号

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (1名 生活相談員を兼務)
管理者は、この事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 (1名以上)
生活相談員は、利用者のサービス計画書の作成及び日常生活の相談援助を行うとともに、利用者の移動や排泄の介助、見守り等の介護を兼ねて行う。
- (3) 看護職員 (1名以上 機能訓練指導員を兼務)
看護職員は、利用者の健康状態の確認を行うとともに機能訓練指導員を兼ねて行う。
- (4) 介護職員 (2名以上 生活相談員を兼務)
介護職員は、移動や排泄の介助、見守り等の介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 (1名以上)
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練指導を行うとともに、介護職員を兼務し移動や排泄の介助、見守り等の介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は毎週月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定通所介護及び指定第1号通所事業の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定第1号通所事業の利用の定員は30人とする。

(指定通所介護及び指定第1号通所事業の内容)

第7条 サービス内容は次のとおりとする。

生活指導、健康状態の確認、送迎、機能訓練、レクリエーション

(指定通所介護及び指定第1号通所事業の市町村の定める利用者負担額)

第8条 本事業が提供する指定通所介護及び指定第1号通所事業の市町村の定める利用料は介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、もしくは3割の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は扶養者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

(事業の実施地域)

第9条 通常の見送の実施地域を以下のとおりとする。

盛岡市、滝沢市

(守秘義務)

第10条 サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らさない事を徹底し、従業者が退職してもその守秘義務を強制するものとする。

(個人情報の公開)

第11条 利用者のサービス向上を図るため、利用者及びその家族に関する秘密を、他の関係機関に対して情報公開する際には、利用者又は家族から文書で同意を得る事とする。

- 2 個人情報を共有する他の関係機関に対しては、従業者と同様の守秘義務を強制する。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備等は、衛生上必要な措置を講ずるものとする。事業所は感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 原則として、サービス提供の利用予定日の中止の申出は前日までとする。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 指定通所介護及び指定第 1 号通所事業の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに利用者の家族及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第 15 条 管理者は利用者に対する指定通所介護及び指定第 1 号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。医療法人青樹会は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償の責を負うものとする

(非常災害対策)

第 16 条 管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービスの提供中に、事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(苦情に対する対応)

第 18 条 事業所が提供した事業所に対する利用者からの苦情に適切に対応するため、相談窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 19 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染症の予防及びびまん延の防止のための措置)

第 20 条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

2 感染症の予防及びびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 事業従事者に対し、感染症予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第21条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第22条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従業者の介護技術向上のため、研修を行うものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和4年3月15日より施行する。

令和4年6月24日 一部改正

令和5年1月1日 一部改正

令和5年12月1日 一部改正

令和6年3月15日 一部改正